

# 今月の経理情報

2005年12月

## 今回のテーマ： 会計参与と中小企業の会計に関する指針

中小企業の計算書類の適正さを確保する手段として、平成18年5月施行予定の新会社法で「会計参与」制度が新設され、また、「中小企業の会計に関する指針」が公表されました。

### 会計参与

#### (1) 会計参与とは

会計参与（公認会計士・監査法人または税理士・税理士法人）が、会社の機関として取締役等と共同して計算書類を作成する制度です。

定款の定めにより、「特例有限会社」以外の株式会社に設置可能で、設置する場合は、会計参与の氏名（名称）の登記が必要です。

#### (2) 会計参与の職務

計算書類の作成・・・取締役等と共同して計算書類を作成

説明義務・・・・・・・・株主総会において株主に説明

計算書類の保存・・・会社とは別に5年間保存

計算書類の開示・・・株主、債権者の閲覧請求に応える

#### (3) 会計参与の課題

企業側：報酬等のコストが増加

会計参与側：取締役等と同等の責任を負うこと

### 中小企業の会計に関する指針

#### (4) 中小企業の会計に関する指針とは

平成17年8月に、日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会が共同して、中小企業が計算書類を作成するにあたって望ましい会計処理を示した指針で、会計参与はこの指針に拠るべきものとされています。

#### (5) 内容

金銭債権、貸倒引当金、有価証券、棚卸資産、固定資産、退職給付債務、税効果会計、資本・剰余金の会計処理等の指針を示しています。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/050803.kaikei\\_shishin.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/050803.kaikei_shishin.htm)

### お見逃しなく！

1. 金融機関の一部では、税理士との提携による無担保融資商品等を導入しており、「会計参与制度」や「中小企業の会計に関する指針」等を適用した会社に対しても、新商品の導入が検討されています。
2. 新会社法下では、最低資本金制度や類似商号制度の撤廃により、会社と言えども、中身は玉石混交となります。その中で「会計参与」および「中小企業の会計に関する指針」を適用した計算書類は、信頼性を得るうえで有効な手段となります。